

建設工事一般競争（指名競争）

入札参加有資格者 各位

高知市総務部 契約課

令和2年度 入札・契約制度の改正等について

令和2年度に高知市が発注する建設工事等に係る入札・契約制度の改正等は、下記のとおりです。

記

1 事後審査型制限付き一般競争入札実施要領の一部改正

手持ち工事の要件を以下のとおり改定する。

現行	改正後(R2.4.1～)
ア 当該年度に競争入札により契約締結した工事	ア 当該年度に <u>一般競争入札</u> により契約締結した工事
イ 前年度に競争入札により契約した工事で前年度末時点で工期の1/2を経過していない工事	イ 前年度に <u>一般競争入札</u> により契約した工事で前年度末時点で工期の1/2を経過していない工事

実施時期 … 令和2年4月1日に公告するものから適用

※ 別添「事後審査型制限付き一般競争入札実施要領」のとおり。

2 建設工事に係る委託業務の最低基準価格の算定方法について

国土交通省の低入札価格調査基準の取り扱いに準じ、最低基準価格等の算定方法を改正する。
(令和2年4月1日以降に公告、指名通知するものから適用する。)

※ 詳細につきましては、別紙「建設工事に係る委託業務の最低基準価格の算定方法について」をご覧ください。

3 建設工事に係る委託業務の最低制限価格の設定方法について

国土交通省の低入札価格調査基準の取り扱いに準じ、最低制限価格等の設定方法を改正する。
建設工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法について

現行	改正後(R2.6.1～)
<p>予定価格の範囲内で有効な入札において、最低の入札価格が最低基準価格を上回った場合は、最低基準価格が最低制限価格となる。予定価格の範囲内で有効な入札において、最低の入札価格が最低基準価格を下回った場合は、有効な入札の下位5者の平均の85%を最低制限価格とする。その額が最低基準価格を上回った場合は、最低基準価格を最低制限価格とする。ただし、最低制限価格の下限額は最低基準価格の85%とする。</p>	<p>左記の取り扱いを廃止し、現行の「最低基準価格」を「最低制限価格」と改める。</p> <p>(1) 測量業務 予定価格の6/10から8.2/10までの範囲で設定</p> <p>(2) 地質調査 予定価格の3分の2から8.5/10までの範囲で設定</p> <p>(3) 測量・地質調査以外 予定価格の6/10から8/10までの範囲で設定</p>

※ **令和2年6月1日以降に公告、指名通知するものから適用する。**

※ 詳細につきましては、別紙「建設工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法について」をご覧ください。

4 建設工事に係る入札・契約手続の暫定的な措置の継続(変更なし)

建設需要の増大に伴う技術者・作業員の不足や労務単価及び資材単価の上昇等により、公共工事の不調・不落が全国的に発生している情勢を受け、平成 25 年 12 月 18 日（平成 31 年 4 月 1 日一部改正）から実施している暫定措置について、当面の間、暫定措置を継続する。

【暫定措置】

- ・事後審査型制限付き一般競争入札の対象とすることができる範囲の拡大(130 万円超)
- ・事後審査型制限付き一般競争入札の入札参加資格要件の緩和(発注ランク,実績,技術者の雇用日,手持ち工事)
- ・1 者による入札の執行
- ・現場代理人の常駐の特例